

< 社内調査の手法、立入調査があった場合の対応方法...など >

# 発覚してからでは遅すぎる

## 独禁法違反事件の実務対応

～ 新任担当者はもとより、実務担当者に必須の独禁法対策を学び直したい全ての方を対象に徹底解説～

～ 公取委の傾向と対策...最近、公取委が特に集中的に取り締まっている分野や対象行為についても言及します～

開催要領

日 時 2014年 9月 2日(火) 13:30～16:30

会 場 「企業研究会セミナールーム」 麹町駅より徒歩5分

講 師 きっかわ法律事務所 パートナー弁護士 村田 恭介 氏



【講師略歴】

1995年弁護士登録。1984年関西学院大学法学部卒業、2001年神戸大学法学研究科博士課程修了、法学博士（経済法）。弁護士登録当時から数多くの独禁法事件を手がける。また、実務家でありながら独禁法の研究を長年続け、論文を多数執筆。クライアントの殆どは上場企業であり、取扱う案件は、独禁法（ライセンス契約、取引等）に関する法律相談から審判事件、独禁法原告と多数にわたっている。きっかわ法律事務所では下請法、独禁法事件の受主に力を入れており、同事務所の下請法、独禁法専門チームの責任者。  
 主著：「これだけは知っておきたい独禁法」（日本経済新聞出版社）「下請企業の契約実務」（中央経済社）等

ご参加頂きたい方

- ・ 法務、コンプライアンス、営業、監査部門等のご担当ならびに上記テーマにご関心のある方

受講料 1名（税込み、資料代含む）

正会員	28,080円（本体価格26,000円）
一般	30,240円（本体価格28,000円）

参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。以下の当会ホームページからもお申し込みいただけます。後日、（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送りします。（<https://www.bri.or.jp>）

- \* よくあるご質問（FAQ）は当会ホームページにてご確認いただけます。（[公開セミナー] [よくあるご質問]）
- \* お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。
- \* 最少催行人数に満たない場合には、中止とさせていただきます。

お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

（担当）鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

申込書 FAX: 03-5215-0951

申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

141290-0303	2014.09.02	独禁法違反事件の実務対応	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E - Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E - Mail			

申込書にご記入頂いた個人情報は、本セミナーに関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

9月2日(火)

13:30

独禁法違反など、自社には全く関係ないと考えている企業も多数あると思いますが、直近3年における独禁法違反に対する立入調査は、事件数で概ね30件、立入調査を受けた企業は300社近くに至っており、独禁法違反を問われることは決してレアケースではありません。もちろん、摘発された企業以外にも、潜在的に独禁法違反を問われる可能性がある企業も多数あるものと推測されます。このような状況を踏まえ、今回、独禁法違反行為に対する社内調査の手法、課徴金減免申請の可否、立入調査があった場合の対応方法等、独禁法違反事件に対する実務対応としてどのようなことをなすべきか、具体的な対応策等について解説致します。独禁法違反が発覚してから対応策を考えていては遅すぎます。特に立入調査があった場合には即時の対応が求められますので、本セミナーを受講し、事前の対応策を構築しておくことをお勧めします。

## 1. 独禁法違反事件の種類

- (1)入札談合 ・ 激増する私企業の入札に対する摘発
- (2)カルテル
- (3)不公正な取引方法
  - ・ 再販売価格の拘束、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害
- (4)私的独占

## 2. 最近の摘発状況

- (1)摘発件数、立入調査の実施件数
- (2)違反事件の行為類型 (3)賦課された課徴金額等

## 3. 独禁法違反に関しての社内調査

- (1)社内調査の対象、手法、事前の告知の内容
- (2)アンケート調査の実施(自主申告)
- (3)第二次調査(ヒアリング)
  - ・ ヒアリングの実地とヒアリングを行う際のポイント
- (4)社内調査で違反が発覚した場合の対応

14:45

休憩

## 4. 課徴金減免申請について

- (1)課徴金減免申請を行うことのメリット、デメリット、難しさ
  - ・ 課徴金の減免、刑事訴追の免脱
  - ・ 類似事件の誘発、指名停止 ・ 一定の取引分野の見極め方
- (2)課徴金減免申請の実行方法について
  - ・ 減免管理官との打ち合わせ
  - ・ 様式第1号の記載方法、記載例

15:00

## 5. 立入調査への対応

- (1)立入調査はどのようにして行われるか
- (2)立入調査があった際行うべきこと
  - ・ 被疑事実、立入箇所の確認、立会
  - ・ 関係者からの事情聴取
- (3)立入後の減免申請の可否について
  - ・ 役員への説明(減免申請を行っておくべき理由について)
  - ・ 様式第3号の記載方法、記載例

## 6. 立入調査を受けた後の対応方法について

- (1)方針の確定
  - ・ 被疑事実を争う場合(デメリットについての認識の共有)
  - ・ 被疑事実を争わない場合
- (2)関係者からの事情聴取、陳述書の作成
- (3)調査対象事件と関連する取引分野の調査

16:30

## 7. まとめ